

～生保基準引き下げ違憲訴訟～

第12回 口頭弁論

11月12日
富山地裁で

多くの皆さんの傍聴をお願いします

「生活保護基準の引き下げは憲法25条違反」として、富山市の生活保護受給者が市と国を相手に2015年に訴訟を開始して、12回目の口頭弁論を迎えます。

前回は、厚労省自らが意図する結論に導くため、生活保護世帯の実態からかけはなれた統計指標を用いて「生活扶助相当CPI」が作成されたことが明らかになり

ました。今回も引き続き厚労省の「物価偽装」の解明に向けて、原告側の主張が繰り広げられます。

この闘いは、生活保護制度をとりまく問題を社会にアピールし世論を盛り上げることが重要です。傍聴席をいっぱいにするため、多くの皆さまの傍聴参加を呼びかけます。

第12回口頭弁論

11月12日(月) 11時30分～12時

富山地裁・第二号法廷

(ディスプレイの設置が無いため配付資料を用いた弁論になります)

傍聴希望の方へ

申込無しの参加も可能ですが、できたら事前に事務局長：杉田までご参加される旨をお知らせ下さいませようお願いします

(TEL: 076-442-8000 メール: tym_sugita@doc-net.or.jp)

第12回口頭弁論

報告集会・記者会見

同日 12時10分頃～(口頭弁論終了後)
県弁護士会館・3階会議室

引き続き
ご参加ください!



反-貧困ネットワークとやま ニュース No.24

2018/10/31 発行: ネット事務局 mail: tym_sugita@doc-net.or.jp